

令和9年度 保育所等への入所について

申込みを受付する保育所

小坂町に住民登録されている方は、町教育委員会へ申込手続きをする必要があります。
町外の保育所等に入所を希望する場合も町教育委員会です。

町内認可保育所（1か所）			
名 称	小坂マリア園		
所 在 地	小坂字上前田7－9（TEL. 0186-29-3222）		
開所時間	午前7時から午後7時まで ※午後6時から午後7時までは延長保育（有料）		
対 象	0～5歳児	定 員	70人
保 育 料	年齢に関わらず第1子から無料		

幼稚園を希望する場合は、幼稚園へ直接入園の手続きをします。

幼稚園の入園決定後、入園決定通知の写しを添付して、町教育委員会へ必要書類を提出してください。



保育所の入所基準

保育所を利用するためには、保護者が次のいずれかに該当する必要があります。

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 就労 | 6. 就学等 |
| 2. 求職活動 | 7. 災害復旧 |
| 3. 妊娠、出産 | 8. 育児休業 |
| 4. 疾病、障害 | 9. 虐待やDV等のおそれがあること。 |
| 5. 親族の介護・看護 | その他、町長が認める場合。 |

※入所については、入所希望理由を上記の保育実施基準により確認し、利用調整、入所審査後に児童の健康診断・面談を行い、決定します。

保育所等利用料、副食費について

保育所等利用料は、児童の年齢や保護者の市町村民税の額（合算額）などにより算定します。世帯状況によっては、同居の祖父母の税額で算定する場合があります。算定期間は、4～8月までは前年度の税額で、9月～3月は当年度の税額で算定します。

町では、児童の年齢に関わらず、第1子から保育所等利用料が無料です。3～5歳児クラスの副食費については、町が全額助成を行っています。

入所申込について

【提出書類】

1. 教育・保育給付認定申請書兼現況届兼保育所等利用申込書（児童1人につき1枚）
2. 就労証明書または申立書
※就労証明書は就労されている方、申立書は就労以外（求職中など）の方
3. 個人番号（マイナンバー）申告書
※申請者の個人番号確認書類のコピー、本人確認書類のコピーを貼付
4. すこやか子育て支援事業助成申請書（児童1人につき1枚）
5. その他：障害者手帳の写し（障害のある方がいる場合）

【受付場所】

小坂町教育委員会 総務班（小坂町交流センターセパーム事務室内）

※提出書類は封筒に入れ、封をして提出してください。郵送での提出も受け付けます。

【受付期間】

令和8年10月9日(金)から令和8年10月30日(金)まで

【申込書提出後の予定】

- | | | |
|---|-----|-----------|
| 1 | 1月～ | 入所審査、利用調整 |
| 2 | 2月 | 健康診断、面談 |
| 3 | 3月 | 入所承諾通知 |
| 4 | 4月 | 保育所等利用料通知 |

【その他】

年度途中での入所や保育所の変更は、ご希望に添えない場合があります。転居や転職をお考えの方は、入所先をあらかじめ検討の上、申込みをお願いします。

年度途中入所の申込受付は、前々月の月末までです。（例えば、8月入所希望の場合は6月30日が締切日です。）入所日は、各月1日からとなります。

ご注意ください

- ◇保育所の利用にあたっては、児童と同居している親族などが十分に児童を保育できない家庭を対象としています。退職などにより保育が可能となった方がいる場合は、保育所の利用が解除（退所）となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◇父母等が求職中を理由に入所させる場合は、入所期間が原則3か月間の限定入所となります。なお、その間に就労した場合は、入所期間を延長することができます。
- ◇住所、氏名、家族の状況や勤務先などが変更になった場合は、速やかに町教育委員会へご連絡ください。

小坂町教育委員会 総務班 保育担当（小坂町交流センター・セパーム事務室内）

TEL. 0186-29-2342 〒017-0201 小坂町小坂字砂森7-1